

博士論文（要約）

中国山東半島寧津地域における海草房集落の  
景観的特徴とその保全に関する研究

銭玉蓮

本研究は、中国山東省榮成市寧津地域における 52 海草房集落を対象として、海草房の建築材料と工芸、建築形式、形成の歴史と古文化、分布と保全現状から背景を展開し、対象集落形成期の歴史（軍事制度及び人口移動）を考察した上で、地域における海草房集落の起源及び集落の立地と歴史機能などの特徴を明らかにする。また、地域、集落、住居地の三つのレベルから、対象地域における海草房集落の景観的特徴を明らかにするとともに、景観的特徴の形成に影響を及ぼす要因について考察することを目的とする。最後に、対象集落の景観変遷及び今までの保全制度を明らかにし、保全の問題点とあり方を検討する。具体的には、以下のように主要な研究目的を設定する。1. 対象地域における集落の起源を明らかにする。2. 寧津地域における集落の景観特徴を明らかにする。3. 寧津地域における集落保全の制度及び問題点を明らかにし、今後の保全方法について検討する。以上、3 点を研究目的とする。

第 1 章では、研究の背景、目的及び対象、研究のすすめ方、既往研究と研究の位置づけ及び論文の構成について述べた。

第 2 章では、海草房材料、建造、歴史及び分布などの基本状況を紹介し、中国明朝の人口移動と軍事制度の時代背景を踏まえ、寧津地域における海草房集落の形成年代と移入先に関する文献調査により、対象地域における海草房集落の形成段階を把握し、段階ごとの特徴を明らかにした。寧津地域における 52 集落の形成期は、中国の歴史背景を踏まえると、元朝の自然形成期、明朝前期の軍事政策による軍屯期、明朝中期の安定期、明朝後期の農屯期、清朝の地域内部拡散期 5 段階にまとめることができる。このように歴史の過程で、各時代状況に応じて異なる機能の集落が徐々に形成されてきたことが分かった。資料に記される集落形成としては、元朝に中国北部の戦争が頻繁に発生し、戦乱から逃れてきた外部住民が辺鄙な寧津地域に転入し、中南部の取水地に家屋を建造し、農業あるいは漁業に従事しながら生活を始めたことである。これらの集落は中南部に分布しており、これはこの地域特有の強風への対策と考えられる。またその後、明朝初期の国家政策により、寧津所に軍事拠点が設置され、軍人と軍人家族が外省から地域に転入してきた。そして当時の軍屯制度により、軍人は軍事拠点で軍事に従事すると同時に、拠点周辺において生活のための農耕をもおこなっていた。そのため軍人と家族は、軍事拠点を中心として周辺の水が豊富な場所で分散しながら生活してきた。明朝中期になると、戦争が少なくなったものの、一方で、軍屯制度の弱体化と軍人募集制度の流行により、軍事と農業の関係が薄くなり、周辺地域から寧津地域へ

転入した住民たちは、波浪災害に見舞われにくい北部に分散して集住し、漁業に従事した。明朝後期になると、朝鮮半島では戦争が起こり、寧津地域ではその重要な支援地と事になったことから、食料不足の問題が厳しくなった。そこで国家制度によって西部から人々が転入され、この地域において漁業あるいは農業生産を行うようになった。その後清朝期には、地域の内部人口が増加したため、人口が少ない土地で農業を行う新集落が形成された。

第3章では、集落の景観構成要素、景観構造の保全を念頭に置いた上で、三つのレベル、つまり集落を基本とした地域の全体像、個々の集落の立地、形態、土地利用状況及び集落内部構成要素に着目して、山東省栄成市寧津地域における海草房集落を対象に、その景観的特徴（景観構成要素、景観構造）を明らかにするとともに、景観的特徴の形成に影響を及ぼす要因について考察した。寧津地域における海草房集落の景観的特徴とし、地域レベルでは、異なる機能を有する多様な集落が繋がりながら分散的に立地していること、方形型塊状で家屋が密集して並ぶこと、集落方向が一定の傾向を有していること、集落レベルでは、北高南低の斜面に立地していること、居住地を中心とした三層の同心円構造が見られること、そして居住地レベルでは、中心性が希薄で方向性が明確な空間構造を有していることを明らかとなった。この様な景観的特徴の影響要因とし、①自然と地理、②家庭制度、宗法礼教、信仰、③歴史という3つの方面から考察できると考えられる。

第4章では、寧津地域における海草房集落の景観変化及び中国における伝統的建築及び集落の保全制度と、寧津地域における集落保全の現状を検討し、伝統的集落の保全制度の問題点を明らかにするとともに、今後の保全方策について検討した。海草房に関する保全も海草房建築単体を対象としての点的保全から、コード、技術、文化風俗を含める面的保全へ展開してきた。海草房集落は、山東省における伝統的な集落とし、その保全が「文物保護法」、「城郷規画法」に基づく「歴史文化村鎮」保全制度の形成段階、「歴史文化村鎮」保全制度の法律展開段階、「伝統村落」及び「歴史文化名村」の2重保全段階に分けた。現在、「歴史文化村鎮」制度と「伝統村落」制度は寧津地域へ適用されている制度とし、後者の保全範囲が前者より広い。しかし、両者の保全においても、地域レベルに関する施策がない。寧津地域に生態博物館を設置することを検討する必要がある。

第5章では、海草房集落の景観的特徴をまとめ、その景観特徴と歴史、自然、文化などとの関係を整理し、今後の研究課題を記述した。